

未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「国文祭・障文祭なら2017」の開催を契機として、官民が協働して「国文祭・障文祭」のレガシーを継承し、文化を奈良県のブランドとして全国に力強く発信するとともに、奈良の文化力のより一層の向上を図るため、文化芸術団体等に対し、自らの創意工夫に基づいて企画・運営を行う事業に要する経費等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金（以下「当補助金」という。）の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体、第10号に掲げる要件を満たす県内市町村及び単独の県内市町村により構成される実行委員会・協議会等並びに第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げる要件を全て満たす単独の県内市町村により指定を受けた指定管理者であって、あらかじめ補助対象事業の計画を作成し、当該計画が補助金の交付対象として採択されたものとする。

- (1) 県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の活動実績があり、又は事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (4) 会計経理が明確であること。
- (5) 非営利の団体であること。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (9) 団体の全役員が、成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しない者であること。
- (10) 申請しようとする年度前までにおいて、当補助金の交付決定を受けた回数（回数の算出方法は第5条第2項によるものとする。）が2回以下であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業であって、県内の文化芸術の振興に寄与するものとして知事が認める事業とする。

- (1) 別表第1に定める要素を複数満たす事業であること。
- (2) 奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭開催期間中に主要なイベント等が実施される事業であること。
- (3) 当補助金を除く財源の調達が確実にできる見込みがあること。
- (4) 特定の個人又は団体のみを対象として実施する事業でないこと。
- (5) チャリティコンサート等の寄附又は募金を目的とするものではないこと。
- (6) 営利を目的とするものではないこと。
- (7) 当該事業に対し、県から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
補助事業のうち、奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭開催期間中に実施する主要なイベント等に要する経費で別表第2に掲げるも	左記の経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内の額（ただし、次条に定める上限額以内とする。）

の	
---	--

2 前項の規定に関わらず、奈良県で平成29年度に開催された「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」の大会テーマのひとつである「障害のある人となない人の絆を強く」の趣旨に沿い、展開する事業については、補助金の額を次のとおりとすることができる。

補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
補助事業のうち、奈良県大芸術祭・奈良県障害者大芸術祭開催期間中に実施する主要なイベント等に要する経費で別表第2に掲げるものの	左記の経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内の額（ただし、次条に定める上限額以内とする。）

（補助額の上限）

第5条 補助額の上限は、申請しようとする年度前までにおいて、当補助金の交付決定を受けた回数により、次のとおりとする。

申請しようとする年度前までにおいて、当補助金の交付決定を受けた回数	上限額
0回	第4条第1項に該当する場合 50万円 第4条第2項に該当する場合 100万円
1回	第4条第1項に該当する場合 35万円 第4条第2項に該当する場合 70万円
2回	第4条第1項に該当する場合 20万円 第4条第2項に該当する場合 40万円

2 前項の回数は、前条第1項に該当し交付決定を受けた回数と同条第2項に該当し交付決定を受けた回数とを合算して算出する。この場合において、前条第1項又は第2項に該当し、交付決定を受けた後に第9条に規定する申請の取下げをした場合も交付決定を受けた回数に含むものとする。

（補助事業の実施期間）

第6条 補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、第9条に規定する書類を知事に届け出たときは、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金交付申請書（第1-1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1-2号様式）
- (2) 収支予算書（第1-3号様式）
- (3) 団体調書（第1-4号様式）
- (4) 事業の実施体制（第1-5号様式）
- (5) 団体目的等についての誓約書（第1-6号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第8条 知事は、前条の書類を受理した場合において、当該申請書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認

めるときは、条件を付することができる。

(指令前着手)

第9条 補助金の申請者が、やむを得ない事由により前条の交付決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金指令前着手届(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(記載事項変更の承認)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業計画について変更(補助金の交付の対象となる経費の20パーセント未満の変更を除く。)をしようとするときは、未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金事業計画変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第12条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業実績の報告)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金事業実施報告書(第3-1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(第3-2号様式)

(2) 収支精算書(第3-3号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類の提出は、補助事業完了後1ヶ月を経過する日又は補助金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において、当該報告書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた者に書面により通知する。

(補助金の請求)

第15条 前条による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 知事は、前条の請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 事業の実施が不可能となったとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第18条 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業の完了した日が属する年度の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

要素	内容
文化を通じた世代間や地域間等の交流	文化芸術を通じた世代間交流、アーティスト同士の交流による発信力の強い事業等の「交流」をキーワードにした新たな参加者を見込める先駆的・創造的な事業
次世代の育成	県内における文化活動の次世代育成の輪を広げ、地域間の交流を推進するとともに、次世代の育成により地域活動の活性化や新たな取り組みの展開につながる事業
継続性が期待できる事業展開	1回限りではなく、次年度以降も事業が継続できるよう計画性を持ち、金銭面・人材面等実施体制を含め工夫している事業
多数の県民の積極的な参加	新たな文化関心層の開拓につながる事業、多数の県民の参加を伴う事業等の県民参加の仕組みや仕掛けに顕著な工夫が認められる事業
活動のレベルアップ	一流の芸術家を招聘し、その指導を得たうえで行う成果発表事業等の団体が文化活動のレベルアップを伴いながら実施する事業

別表第2

項目	内容
出演及び出展関係費	出演料、演奏料、指揮料、演出料、振付料、展示品借上料等
旅費	交通費、宿泊費等
印刷及び広報関係費	ポスター並びにチラシ及びパンフレット印刷、広告料、宣伝料等
設営及び舞台費	会場設営及び撤去費、舞台費、音響費、照明費、楽器運搬費、展示物運搬費、会場整理費、警備費等
会場費	会場使用料、設備使用料等
その他	知事が特別に認めるもの

(備考)

次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- ・ 申請団体構成員以外が支出した経費
- ・ 申請団体の構成員に対する謝金
- ・ 申請団体及び申請団体構成員自身が請求者となっている経費で、必要性及び合理性が

ないもの

- ・ 事業が終了しても団体に残るもの（衣装、楽器、美術作品等）の購入費
- ・ 賞金、賞品等に係る経費
- ・ レセプション費用及び飲食関係費用
- ・ 団体運営費及び事務所維持費
- ・ 金融機関等に対する振込手数料
- ・ ガソリン代（レンタカーの場合を除く）
- ・ 補助金申請のための費用及び実績報告のための費用
- ・ その他助成対象として適当でないと知事が判断したもの